

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 2.内容

目標 1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を7%以上にする事

女性社員・・・取得率を80%以上にする事

#### < 対策 >

令和2年4月～ 男性社員も育児休業を取得できることを周知するため

対象者社員に制度の周知

令和2年4月～ 育児休業の取得希望者に説明をする

目標 2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

#### < 対策 >

令和2年4月～ 諸制度を、サイオン(情報共有ツール)による社員への周知

目標 3 令和2年12月までに、子の看護休暇制度を拡充する。

(時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用)

#### < 対策 >

令和2年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

令和2年12月～ 制度の導入、サイオン(情報共有ツール)による社員への周知

### 3.公表

・各職場へ掲示及び当社ホームページへ掲載する。